

ご案内 軽自動車税の税率のお知らせ

国および地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率が変更になりました。

また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について経年重課税率が導入されました。なお、昨年度の税制改正で実施されたグリーン化特例（軽課）について、特例措置が1年間延長になりました。

●原動機付自転車・バイク・トラクター・フォークリフトなど

★三輪・四輪の軽自動車 ①～③

●三輪・四輪の軽自動車 グリーン化特例(軽課) ④～⑥

車種区分	税率(年額)	
	平成28年度から	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
	ミニカー 50cc以下	3,700円
軽二輪(125cc超～250cc以下)	3,600円	
小型二輪(250cc超)	6,000円	
小型特殊自動車 農耕作業用	2,400円	
小型特殊自動車 その他(フォークリフトなど)	5,900円	

車種区分	税率(年額)						
	平成27年3月31日以前の検査(届出)車両(現行税率)	平成27年4月1日以後の検査(届出)車両(現行税率)	登録後13年を経過した車両(経年重課税率)	④	⑤	⑥	
	①	②	③				
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円
		四輪乗用	自家用 7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円
	営業用 5,500円		6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	四輪貨物	自家用 4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用 3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円

※平成28年4月1日～平成29年3月31日に新規取得した三輪・四輪の軽自動車で、④～⑥の基準を満たす車両について平成29年度分の軽自動車税に限りグリーン化特例(軽課)が適用されます。

- ①平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両から新規税率が適用されます。
 - ②平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、登録後13年まで現行税率のままです。
 - ③平成14年12月31日以前に最初の新規検査を受けた車両(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ハイブリッド軽自動車および被けん引車を除く)は、平成28年度から、経年重課の税率が適用になります。
※中古で購入した車両であっても、最初の新規検査から13年を経過すると経年重課の税率が適用になります。
 - ④電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)
 - ⑤乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
 - ⑥乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
- ※⑤・⑥については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者などに課税されます。バイク、小型特殊自動車(耕運機など)など使用しなくなった場合や譲渡した場合は、手続きをしなければ元の所有者などに課税されます。また、住所が変わった場合も変更手続きが必要です。

軽自動車税は、普通車などの自動車税と異なり、月割で課税する制度ではありません。4月2日以降に廃車や名義変更をしたとしても、1年分の税金が課税されますので、手続きが済んでいない人は、早急に手続きをしてください。また、軽自動車の種類により手続き場所が異なるので、注意してください。

軽自動車税

**自動車・軽自動車・バイク・耕運機など
廃車・変更などの手続きはお早めに**

●4月1日現在の所有者などに課税されます

▼手続き・問合せ先

○吉岡町のナンバーが付いた
125cc以下のバイク・小型
特殊自動車
財務課 税務室

☎26・2237(直通)

○軽二輪(125cc超250cc以下)

☎050・5540・2021
(音声案内)

○二輪の小型自動車(250cc超)

☎050・5540・2021
(音声案内)

○軽四輪

☎050・3816・3109
(音声案内)



今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料 …第9期

納期限3月31日(金)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

固定資産を所有する皆さまへ

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の縦覧

平成29年度の土地・家屋の
価格等縦覧帳簿の縦覧と課税
台帳の縦覧を行います。

縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、固定資産税の納税
者が本人の土地・家屋とほか
の土地・家屋との評価額を比
較し、適正な評価額であるか
を判断するための制度です。

土地の納税者は土地、家屋
の納税者は家屋の「価格等縦
覧簿」をそれぞれ無料で縦覧
できます。

▼期間

4月3日(月)～5月1日(月)の役
場開庁時間内(平日午前8時
30分～午後5時15分)

▼価格等縦覧簿の記載内容

町内の土地や家屋の評価額
※所有者の住所や氏名などの
個人情報記載されています。

▼縦覧できる人

納税者、納税者の委任を受け
た人

▼持参するもの

- 印鑑
- 委任を受けた人は委任状

課税台帳の縦覧

縦覧は、固定資産税課税台
帳に本人の資産が記載された部
分を確認するためのものです。

課税台帳の内容は、納税通

知書に添付する課税明細書に
も記載してあります。

▼期間

4月3日(月)～平成30
年3月30日(金)の役場開庁時間
内(平日午前8時30分～午後
5時15分)

▼課税台帳の内容

固定資産の価格と税額

▼縦覧できる人

固定資産の所有者、納税管理
人、賃借人、これらの人から委
任を受けた人

▼持参するもの

- 印鑑
- 委任を受けた人は委任状
- 賃借人は契約書

▼縦覧・閲覧場所

財務課 税務室

▼手数料

縦覧期間内は無料

※それ以降は一枚3000円

▼問合せ先 財務課 税務室

☎26・2237(直通)

自動車税

自動車税は、毎年4月1日
現在の車検証上の所有者(割
賦販売の場合は使用者)に課
税となる県税です。

次の場合は、3月31日(金)ま
でに運輸支局で必ず手続きを
済ませてください。

▼手続きが必要な場合

- 自動車を買った、または下
取りに出した
- 自動車を廃車した
- 住所、氏名を変更した
- △**手続きをしないと**：
すでに使用していない自動
車の税金を納めることになっ
たり、転居先に納税通知書が
届かなかつたりするなど、ト
ラブルの原因になります。

○自動車税について

県自動車税事務所
☎027・263・4343
渋川行政県税事務所
☎22・4050
または各県税事務所および県
行政県税事務所

○登録について

関東運輸局群馬運輸支局
☎050・5540・2021

▼その他

普通自動車で一時的に住所
を変更する場合は、「ぐんま
電子申請受付システム」で納
税通知書の発送先を変更でき
ます。詳しくは県ホームページ
(☎http://www.pref.gunma.
ac.jp)にアクセスし、検索キ
ーワード「自動車をお持ちで
住所を変更された方へ」と検
索してください。

▼問合せ先



参加者募集

第8回よしおか再発見ウォーク



今回は約6kmのコースを説明つきで巡ります。道の駅よしおか温泉では漆原しだれ桜まつり(午前9時～午後4時ごろ)が開催されますので、ウォーキング後はお祭りを楽しみましょう!

▼期日 4月15日(土)
▼コース・内容(約6km)



▼受付

1班 午前7時10分～7時25分
2班 午前7時40分～7時55分

▼集合場所

道の駅よしおか温泉

※詳細は参加者に通知します。

▼対象

健康で全行程を自力で歩ける人
※小学生以下は保護者同伴

▼費用 100円(当日徴収)

▼定員 各班先着50人(合計100人)

▼申込締切 3月31日(金)

▼申込方法 電話、FAX、メール、申込書(町ホームページからダウンロード)を郵送

※「再発見ウォーク申込み」と明記し、参加を希望する班(1班か2班)、住所、氏名、生年月日、連絡先を添えてお申込みください。

▼申込み・問合せ先

〒370-13692

産業建設課 産業振興室

再発見ウォーク係

☎26・2280(直通)

FAX 54・8681

☐kankou@town.yoshioka.gunma.jp

国民年金

特定期間・特例追納制度のご案内

特定期間について

国民年金の第3号被保険者が、配偶者(第2号被保険者)の退職や本人の収入が増加したことなどにより扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切替手続きが必要です。

この切替手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかつた期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。(ただし、年金額には反映しません。)

【第1号被保険者】自営業者、学生、フリーター、無職の人など。加入手続きは自分で役場国民年金窓口で行います。

【第2号被保険者】会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合への加入者。加入手続きは勤務先が行います。

【第3号被保険者】第2号被保険者に扶養されている配偶者。加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付(特例追納)することで年金額を増やすことができます。場合があります。(既に年金を受け取っている人は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。)

【特例追納の対象期間】

・特例追納する時点で60歳未満の人は、承認があつた月前10年以内の期間

・特例追納する時点で60歳以上の人は、50歳以上60歳未満であつた期間

詳しくはお問合せください。

▼問合せ先

渋川年金事務所 国民年金課

☎22・1607

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570・003・004

(ナビダイヤル)